【巻末参考資料】

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律施行細則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

平成十六年十月十二日 規則第八十一号

改正 平成二十年八月二十九日 規則第七十八号

改正 平成二十七年三月三十一日 規則第三十八号

(身分証明書の様式)

第一条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年 法律第五十七号。以下「法」という。)第五条第五項(法第二十二条第二項及び法 第三十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書の様 式は、様式第一号のとおりとする。

(住所等の変更の届出)

第二条 法第十条第一項の許可を受けた者(以下「許可行為者」という。)は、その住所 又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変 更があったときは、速やかに、様式第二号の住所等変更届出書にその事実を証する 書類を添えて、当該変更に係る開発区域を管轄する県土整備事務所の長(以下「所 長」という。)に提出しなければならない。

(標識の設置)

第三条 許可行為者は、対策工事等を行う期間中、様式第三号の特定開発行為許可標識を、 対策工事等を行う区域の見やすい場所に設置しなければならない。

(変更の許可の申請書の様式)

第四条 法第十七条第二項の申請書の様式は、様式第四号のとおりとする。

(軽微な変更等の届出)

第五条 法第十七条第三項の規定による届出は、様式第五号の軽微変更等届出書により行 うものとする。

(着手の届出)

第六条 許可行為者が当該許可に係る対策工事等に着手したときは、様式第六号の着手届 出書を所長に提出しなければならない。

(許可に基づく地位の承継)

- 第七条 許可行為者について相続、合併又は分割(当該許可に係る特定開発行為の全部を 承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは 合併により設立した法人又は分割により当該特定開発行為の全部を承継した法人は、 当該許可行為者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により許可行為者の地位を承継した者は、遅滞なく、様式第七号の地 位承継届出書にその事実を証する書類を添えて、所長に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第八条 法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則 (平成十三年国土交通省令第七十一号)及びこの規則の規定により所長に提出する 書類の部数は、正本一通及び副本一通とする。

附目

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十年八月二十九日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成二十七年三月三十一日規則第三十八号) この規則は、公布の日から施行する。

(2)手続き様式集

※別記様式:法律に記載された様式

様 式:本県で定めた様式

特定開発行為許可申請書

土	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 ※ 手数料欄 10条の規定により、特定開発行為の許可を申請します。											手数料欄
10	条位	の規	定に、	より、4	寺定開発	行為の	許可を	申請し	ます。			
	年	J	1	日								
					殿							
許	許可申請者 住所											
	1	開	発区	区域に	含まれ	る地域	或の名	称				
特	2	開	多	ě 🗵	域	Ø	面	積			苹	方メートル
定	3	特	定	予 定	建築	物(の用	途				
開	4	特	定う	予定建	築物の	敷 地	也の位	置				
発行	5	対	角	ラ エ	事	Ø	概	要				
為	6	対領	6工事	以外の特	定開発行為	に関する	る工事の	概要				
0	7	対	策	工事	等着手	予 定	年 月	日		年	月	日
概		- I.	<i>₩</i> : -	- /	* + >	→	左 □	——————————————————————————————————————		F		
要	8	刈	東 -	上 争 ⁼ 	第完了	<u></u>	牛 月	<u> </u>		年	月 ———	日
	9	そ	の	他	必 要	な	事	項				
*	受	付	番	号			2	年	月	日	第	号
*	許可	びにた	けした	条件								
*	許	可	番	号			<u> </u>	年	月	日	第	号

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 許可申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 4 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他法令による許可、許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

届 出 書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名 印

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第14条1項の規定により、下 記の工事について届け出ます。

記

開発区域に含まれる地域の名称							
開発区域の面積						平方メー	・トル
特定予定建築物の用途							
特定予定建築物の敷地の位置							
対策工事の概要							
対策工事以外の特定開発行為に関す る工事の概要							
対策工事等の着手年月日				年	月	日	
対策工事等の完了予定年月日				年	月	日	
対策工事等の進捗状況							
	開発区域の面積 特定予定建築物の用途 特定予定建築物の敷地の位置 対策工事の概要 対策工事以外の特定開発行為に関す る工事の概要 対策工事等の着手年月日 対策工事等の完了予定年月日	開発区域の面積 特定予定建築物の用途 特定予定建築物の敷地の位置 対策工事の概要 対策工事以外の特定開発行為に関す る工事の概要 対策工事等の着手年月日 対策工事等の完了予定年月日	開発区域の面積 特定予定建築物の用途 特定予定建築物の敷地の位置 対策工事の概要 対策工事以外の特定開発行為に関す る工事の概要 対策工事等の着手年月日 対策工事等の完了予定年月日	開発区域の面積 特定予定建築物の用途 特定予定建築物の敷地の位置 対策工事の概要 対策工事以外の特定開発行為に関す る工事の概要 対策工事等の着手年月日 対策工事等の完了予定年月日	開発区域の面積 特定予定建築物の用途 特定予定建築物の敷地の位置 対策工事の概要 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要 対策工事等の着手年月日 年 対策工事等の完了予定年月日 年	開発区域の面積 特定予定建築物の用途 特定予定建築物の敷地の位置 対策工事の概要 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要 対策工事等の着手年月日 年 月 対策工事等の完了予定年月日 年 月	開発区域の面積 平方メー 特定予定建築物の用途 特定予定建築物の敷地の位置 対策工事の概要 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要 対策工事等の着手年月日 年 月 日 対策工事等の完了予定年月日 年 月 日

備考 許可申請者又は対策工事等施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び 代表者の氏名を記載すること。

別記様式第四(第十四条関係)

対策工事等完了届出書

年 月 日

殿

届出者 住所 氏名

囙

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第1項の規定により、 特定開発行為の許可に関する対策工事等(許可番号 年 月 日 第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 対策工事等の完了年月日

年 月 日

2 対策工事等を完了した開発区域 に含まれる地域の名称

※受付番号	年	月	日 第	j	号
※検 査 年 月 日		年	月	日	
※検 査 結 果	合		否		
※検査済証番号	年	月	日第	第	뭉
※工事完了公告年月日		年	月	日	

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第五(第十五条関係)

特定開発行為に関する対策工事等の検査済証

 第
 号

 年
 月

 日

埼玉県知事

下記の特定開発行為に関する対策工事等は、 年 月 日検査の結果土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定による特定開発行為の許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれ る地域の名称
- 3 許可を受けた者の 住所及び氏名

別記様式第六(第十七条関係)

特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書

年 月 日

殿

届出者住所氏名

印

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第20条の規定により、 特定開発行為に関する対策工事等(許可番号 年 月 日 第 号)を下記 のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 特定開発行為に関する対策工事等 を廃止した年月日

年 月 日

- 2 特定開発行為に関する対策工事等 の廃止に係る開発区域に含まれる 地域の名称
- 3 特定開発行為に関する対策工事等の廃止 に係る開発区域の面積
- 備考 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(表面)

第 号

身分証明書

所服名

上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第5条第1項又は第22条第1項の規定に基づき、他人の占有する土地に立ち入り、 一時使用又は検査をすることができる者であることを証明する。

交付年月日

年

月

年

月 日まで

1

有 効 期間

年

月

県土整備事務所長

埼玉県 (裏面)

日から

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(抜粋) (基礎調査のための土地の立入り等)

- 第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のために やむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地 に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること ができる。
- 5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(立入検査)

- 第22条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第10条第1項、第 17条第1項、第18条第2項、第19条又は前条第1項の規定による権限を行うため 必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地におい て行われている対策工事等の状況を検査することができる。
- 2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

住所等変更届出書

年	月	日

埼玉県 県土整備事務所長

住 所 氏 名 印 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名 電話番号

次のとおり住所等の変更があったので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律施行規則第2条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

推進に関する法律施行規則第二	2 末り尻足に。	トリぼ	亦 音短	と称んて曲	り山より	0
許可年月日及び許可番号		年	月	日	第	号
変更事項	変更前					
多	変更後					
変更年月日		年	月	日		
添付書類名						

備考 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、 押印を省略することができる。

様式第3号(第3条関係)

	特定	開発行	_{了為許}	丁標識			
特定開発行為者の住所、氏名(法人にあっては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者の氏 名)及び電話番号							
許可年月日及び許可番号		年	月	日	第	号	
開発区域の面積							
特定予定建築物の用途							
対策工事の概要							
対策工事以外の特定開発行為に 関する工事の概要							
対策工事等の期間		年	月	日から	年	月	日まで

備考 材料は木板又は金属板とし、大きさは縦50センチメートル以上、横60センチメートル以上とする。

特定開発行為変更許可申請書

年 月 日

埼玉県 県土整備事務所長

住 所 氏 名 印 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名 電話番号

次のとおり特定開発行為に係る許可事項について変更許可を受けたいので、土砂災害警戒 区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第1項の規定により申請します。

	年月日及び許可番号	年	月	日	第	号
	許可事項	変更	前		変更後	
特定開	特定予定建築物の用途					
開発 行為の	特定予定建築物の敷地の位置					
の変更の概	対策工事の概要					
要	対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要					
変更	の理由			•		

備考 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、 押印を省略することができる。

軽微変更等届出書

埼玉県	県土整備事務所長				
		住	所		
		氏	名	印	
		「法人に	こあっては、主たる事務所の所在地、	名称	\neg
		及び作	代表者の氏名		J
		電話看	香号		

年 月 日

次のとおり特定開発行為に係る許可事項について変更をしたので、土砂災害警戒区域等に おける土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第3項の規定により届け出ます。

o() つ	土砂災害防止対東の推進に	- りの伝作用 	511 宋月	うり切り	祝化により	囲り山る	590
許可	年月日及び許可番号		年	月日	日 第	至	号
特	許可事項	変	更前			変更後	
定開発行為	予定建築物の用途						
の変更の	対策工事等着手予定 年月日						
概要	対策工事等完了予定 年月日						
変更	の理由						

備考 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、 押印を省略することができる。

着手届出書

年 月 日

埼玉県 県土整備事務所長

住 所 氏 名 印 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称 へ 及び代表者の氏名 電話番号

次のとおり特定開発行為に着手したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律施行細則第6条の規定により届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年	月	日	第	号
着手年月日	年	月	日		

備考 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、 押印を省略することができる。

地位承継届出書

年 月 日

埼玉県 県土整備事務所長

住 所 氏 名 印 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称 へ 及び代表者の氏名 電話番号

次のとおり特定開発行為について、許可を受けた者の地位を承継したので、土砂災害警戒 区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第7条第2項の規定 により、 関係書類を添えて届け出ます。

因が自然と称んく曲り出より。	1					
許可年月日及び許可番号	名	手	月	日	第	号
被承継人の住所、氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)及び電話 番号						
承継年月日	至	F	月	日		
承継の理由						
添付書類名						

備考 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、 押印を省略することができる。

				書	知	通	可	許	為	行	発	開	定	特			
号		第	指令														
日	月	年															
															様		
囙			事	具知	i玉ļ	埼											
砂災害	土	ヽては、	いについ	行為	発	定開	.特:	つた	あ	請の	申	けて	付	E	月	年	

年 月 日付けで申請のあつた特定開発行為については、土砂災害 警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第13条の規定により、下 記の条件等を付して許可します。

記

1 条 件

		申	請	0	概	要	
中 津 土	住	所					
申請者	氏	名					
開発区域に含 称	含まれる地域⊄	D名					
開発区	域の面	積	全区域	面積 ㎡	工区	別面積	
特定予定	建築物の用	途					
特定予定建築	を物の敷地の位	上置					
対 策 工	事の概	要					
	トの特定開発行 工 事 の 概						
対策工事等	着手予定年月	日目		年	月	日	
対策工事等	完了予定年月	日		年	月	日	
その他』	必要な事	項					

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成 17 年埼玉県規則第3号)別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

特力	定開発行為不許可通知書			
	指令	第		号
		年	月	日
様				
	埼玉県知事			印
年 月 F	日付けで申請のあつた特定開発行為につい	ハてけ	下記(の理
由により許可しません。		(10)	I HD.	/ / <u>T</u>
	記			
理由				
V-1				

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成 17 年埼玉県規則第3号)別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。 行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則

平成十七年三月一日 規則第三号

別記

第1 処分に係る教示

1 処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起のいずれもすることができる場合(行政不服審査法第82条第1項並びに行政事件訴訟法第46条第1項第1号及び第2号関係)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○○○に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する 裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審 査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、 処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

特定開発行為事前相談書

次(定開発行為申請(年 月 日	の事前相談を受	受けた	く願い	出ます。)			
f	奇玉!		備事務所長殿							
	.,	7, <u></u>	WIN 4 42477 F 4/274	願	出者	住所				
						氏名			印	
				及		っては、 者の氏名	主たる事務 3	秀所の所有	E地、名利	
	1	開発区域に含ま	れる地域の名称							
特	2	開発区域の面積						크	△方メート	ルル
定	3	特定予定建築物	の用途							
開	4	特定予定建築物	の敷地の位置							
発行	5	対策工事の概要								
為	6	対策工事以外のする工事の概要	特定開発行為は	こ関						
の概	7	対策工事等着手	予定年月日				年	月	日	
要	8	対策工事等完了	予定年月日				年	月	日	
	9	その他必要な事	項							
※ 受	: 作	十 番 号			年	月	目	第	Ę	<u></u>

- 備考 1 願出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 願出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、 押印を省略することができる。
 - 3 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

事前相談時 特定開発行為計画説明書

(1) 特定開発行為の概要
(2) 特定予定建築物の種類と数量
(3) 急傾地の崩壊等のおそれのある土地の現況
(4) 開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区) 内の土地の現況及び土地
利用計画
(5) 対策工事等の計画の方針
(6) 他法令の規制状況
○都市計画区域(市街化調整区域、非線引き区域、準都市計画区域、外、市街化区域:用途)
〇宅地造成工事規制区域 〇災害危険区域(建築基準法)
○砂防指定地 ○急傾斜地崩壊危険区域 ○地すべり防止区域
○保安林 ○地域森林計画対象民有林 ○農地 ○農地転用許可を要する 4ha を超える開発行為
○自然公園 ○県自然観保全地域及び緑地環境保全地域 ○鳥獣保護区
○文化財保護上保全を必要とする区域 ○土地に関する権利の移転等の規制区域(国土利用計画法)
○5ha 以上の開発行為 ○宅地造成、レクリエーション施設建設等で面積が 50ha 以上の場合
○その他()
(7) その他特に説明すべき事項

(記載上の注意事項)

- 1 「特定開発行為の概要」の欄には、事業名称と概要を具体的に記入して下さい。
- 2 「特定予定建築物」の欄には、特定予定建築物の種類と数量を具体的に記入して下さい。 (例)分譲用住宅5戸、分譲マンション(斜面地)、特別養護老人ホーム1棟(定員○○名) 用途が決まっていない場合には、「用途未定」と記入して下さい。
- 3 「急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況」の欄には、次の内容を記入して下さい。
 - ・急傾斜地の崩壊:特定開発行為の対象となる傾斜度30度以上の斜面の延長、高さ、傾斜度、 主な地目を記載して下さい。高さ、傾斜度については斜面の代表的な断面に ついて記入して下さい。
 - ・土石流 :特定開発行為の対象となる土石流の発生のおそれのある渓流の、流域面積、 流域の主な地目を記入して下さい。
 - ・地滑り : 特定開発の対象となる地滑りブロックの幅、長さ、主な地目を記入して下さい。
 - ・災害危険区域 : 災害危険区域に指定されている理由と面積等の諸元
- 4 「開発区域内の土地の現況及び土地利用計画」の欄には、開発区域内(開発区域を工区に分けた ときは、開発区域及び工区)の現況と土地利用計画の地目と面積を記入して下さい。
- 5 「対策工事等の計画の方針」の欄には、対策の対象とする自然現象、対策工種の選定の理由等に ついて記入して下さい。
- 6 「他法令の規制状況」の欄については、他法令の規制の有無について各法令の所管部署に確認の 上で上記表に該当のものを記入して下さい。

	助言・	勧告注	通知書					
					指令	第		号
						年	月	日
様								
			埓	奇玉県知	和事			印
年 月 日付に	ナで届出の	のあつ	た特定関	開発行為	為につい	て、	土砂災	害警
戒区域等における土砂災害防止	上対策の打	推進に	関する治	去律第	14 条第	; 2 項	の規定	によ
り、特別警戒区域内の土砂災害	§を防止⁻	するた	めに必要	要な事項	頂を下言	己のと	おり助	言•
勧告します。								
		記						
届	出	0)	概	要				
届 出 者								
氏 名								
開発区域に含まれる地域の名 称								
開発区域の面積	全区域	面積 m	工区別	別面積				
特定予定建築物の用途								
特定予定建築物の敷地の位置								
対策工事の概要								
対策工事以外の特定開発行為に 関 す る 工 事 の 概 要								
対策工事等着手年月日		年	月	日				
対策工事等完了予定年月日		年	月	日				
助	言 •	勧	告 事	項				

※助言・勧告は適用しない方の文字を削除して使用すること

備考 大きさは縦36センチメートル、横26センチメートル 赤字に白抜き文字

	報告・資	料提	出通知	書				
					指令	第		号
						年	月	日
様								
				埼玉県	具知事			印
年 月 日付に	ナで許可	(変更	[許可)	のあっ	た特定関	開発行:	為につい	いて、
土砂災害警戒区域等におけるこ	上砂災害[防止対	対策の推	推進に	関する法	律第:	23 条の	規定
により、許可に係る土地・対策	策工事等 (の状況	記につい	て下記	記のとお	り報告	・資料	の提
供を求めます。								
		記						
許	可	の	概	要				
特定開発住所								
行為者 氏 名								
許可年月日及び許可番号		年	月	日		第	号	
開発区域の面積	全区域	面積 n	_r ² I∑	区別面和	責			
特定予定建築物の用途								
特定予定建築物の敷地の位置								
対策工事の概要								
対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要								
対策工事等着手年月日		年	月	日				
対策工事等完了予定年月日		年	月	日				
報告	• 資	料	提出	出 事	項			

※報告・資料提出は適用しない方の文字を削除して使用すること

	助言・	勧告	通知書	±					
					指令	}	第		号
					111		丰	月	日
様								7.	
180				休丁	目和由				r _B
5 8 9 9 1		/ 	· (\		果知事	H	73 V		印
	ナで許可								
土砂災害警戒区域等における=	上砂災害隊	方止す	け策の	推進に	関する法	去律员	第 23	条の	規定
により、土砂災害を防止する方	とめに 必要	要な事	事項を	下記の	とおり身	力言	• 勧告	告しま`	す。
		記							
許	可	の	概	要					
特定開発性所									
行為者氏 名									
許可年月日及び許可番号	左	F.	月	日		第		号	
開発区域の面積	全区域面	面積 n		区別面	積				
特定予定建築物の用途			.1						
特定予定建築物の敷地の位置									
対策工事の概要									
対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要									
対策工事等着手年月日		年	月	日					
対策工事等完了予定年月日		年	月	月					
助	言 •	勧	告:	事 項					

※助言・勧告は適用しない方の文字を削除して使用すること。

(3) 審査チェックリスト

①手続き関係

	チェック項目	確認	掲載箇所	備考	様式
1	土砂災害防止法における特定開発行為の規制が	対象とな	ょ るかの確認]	
1)	都市計画法に規定された開発行為に該当するか		手続き編1,2		
2)	開発区域の一部又は全部が特別警戒区域に入っているか		手続き編3.3		
3)	予定建築物の位置が特別警戒区域に入っているか		手続き編3.3		
4)	予定建築物の用途が制限用途か、また用途が確定していない		手続き編3.2		
	予定建築物があるか	<u> </u>			
2	新規許可申請時の確認				
1)	以下の申請書が揃っているか	-			
	(1) 特定開発行為許可申請書		手続き編4.3	規則第8条第1項	別記様式第2
	(2) 計画説明書			規則第8条第2項、第3項	※参考資料
	(3) 計画図				
	現況地形図 (縮尺1/2,500以上)				
	土地利用計画図 (縮尺1/1,000以上)				
	造成計画平面図 (縮尺1/1,000以上)				
	造成計画断面図 (縮尺1/1,000以上)		手続き編4.3	規則第8条第4項	
	対策工事等平面図 (縮尺1/1,000以上)				
	対策工事等断面図 (縮尺1/1,000以上)				
	対策施設構造図 (縮尺1/200以上)		7 /t + /G + 0	LE DU Me o M. Me = v2	
	(4) 構造計算書(対策施設を設置する場合)		手続さ編4.3	規則第8条第5項	
	(5) 申請書の添付図書 (***日1/50,000以上)	1		LE DI Mr. 4 o 72 Mr. o 75	
	開発区域位置図 (縮尺1/50,000以上)		手続き編4.3	規則第10条第2項	
	開発区域区域図 (縮尺1/2,500以上)			規則第10条第3項	
0)	警戒区域等解除にかかる資料		手続き編4.3	A life or Az	
2)	当該対策工事等の計画が技術的基準に適合しているか		手続き編4.4		New years and
3)	許可又は不許可の通知をしたか		手続き編4.8	広 第10余	※参考資料
3	変更許可申請時の確認		I	T	_
1)	以下の申請書が揃っているか	ļ			
	(1) 変更許可申請書		手続き編4.9	施行細則第4条、第5条	様式第4
	(2) 変更届出書(軽微な変更をする場合)			施行細則第5条	様式第5
2)	当該対策工事等の計画が技術的基準に適合しているか		手続き編4.4	令第7条	
3)	許可又は不許可の通知をしたか	<u> </u>	手続き編4.8	法第16条	
4	工事完了検査時の確認				
1)	以下の申請書が揃っているか				
	(1) 工事等完了届出書		手続き編4.10	規則第14条	別記様式第4
	(2) 工事完了確認調書				一覧表
	(3) 対策工事記録				※ 1
	(4) 開発区域位置図				施行規則第10条第1・2項に準拠
	(5) 造成完了平面図				施行規則第8条第4項に準拠
	(6) 対策工事等完了平面図				施行規則第8条第4項に準拠
	(7) 造成完了断面図				施行規則第8条第4項に準拠
	(8) 対策施設構造図				施行規則第8条第4項に準拠
	(9) 品質管理図表				* 1
<u></u>	(10) その他品質がわかるもの				各種試験結果など
2)	当該対策工事等が技術的基準に適合しているか		手続き編4.4	令第7条	
3)	検査済証を交付したか		手続き編4.10		別記様式第5
4)	工事完了の公告をしたか	<u> </u>	手続き編4.10	規則第16条	
5	その他の確認				
1)	既着手の場合の届出書		手続き編4.6	規則第11条	別記様式第3
2)	特定開発行為に関する対策工事等の廃止届出書		手続き編4.12	規則第17条	別記様式第6
3)	地位承継届出書		手続き編4.5	施行細則第7条	様式第7

※1:「埼玉県土木工事実務要覧(平成26年4月)埼玉県県土整備部」を参照

②急傾斜対策

		チェック項目	確認	掲載箇所	備考
1	対策工事の言	+画			
_		・一 の敷地に土石等が到達しない計画となっているか			
	(ア) 対策工事の	実施範囲			
	対策工事の	実施範囲が適正に計画されているか		急傾編2.2	
	(イ) 急傾斜地の	崩壊を防止するための施設の設置に関して			
		、土質ならびに周辺の状況に応じて適切な土留又はのり を選定しているか		急傾編2.1, 2.4	
	(ウ) 急傾斜地の	崩壊が発生した場合に生じた土石等を堆積するための施記	せの設置に	<u></u> こ関して	
	当該施設の	高さが土石等の堆積の高さ以上となっているか			
	土石等の堆	積の高さは、対策施設の最も急傾斜地側となる位置で算 か		急傾編3.2	
	(エ) 設計外力の	確認			
		動や堆積の力の算定に用いる土質定数は適正か		急傾編3.1	
		位置を考慮して適正な設計外力が算定されているか		急傾編3.2	
(2)	開発区域および	その周辺の地域において土砂災害の発生のおそれを大きく	していな	こしいか	
	対策工事の	機能を妨げていないか		急傾編2.3	
	対策工事等	による特別警戒区域の範囲について確認したか		急傾編8	
2	対策工事以タ	トの特定開発行為に関する工事の計画			
	対策工事の 土砂災害の	計画と相まって、開発区域及びその周辺の地域において 発生のおそれを大きくしていないか		急傾編2.3	
	対策工事の	機能を妨げていないか			
თ	対策工事等0	つ形状又は施設の構造			
	ア のり切			_	
		壊を助長し、又は誘発することのないように地形、地質 考慮して計画されているか		急傾編4	
	イ 土留		•	•	
		壊を防止し、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、 下せず、かつその裏面の排水に必要な水抜き穴を有する ているか		急傾編5.1	
	ウ のり面保護	施設			
		張り、モルタルの吹付等によりのり面を風化その他の侵 保護する構造となっているか		急傾編5.2	
	工 排水工			_	
		崩壊の原因となる地表水及び地下水を急傾斜地から速や ることができる構造となっているか		急傾編5.3	
	オ 土石等を堆	積するための施設			
		、自重及び土石等の移動又は堆積により、当該施設に作 よって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造となって		急傾編6	
	カ 高さが2m	を超える擁壁			
	建築基準法	施行令の第142条に定められた基準を満足しているか		急傾編5.1	
	キ 対策施設の	維持・管理			
	対策施設の されている	点検、補修等維持管理のため管理保安施設が適切に計画 か		急傾編7	

③土石流対策

	チェック項目	確認	掲載箇所	備考
1	対策工事の計画			
	特定予定建築物の敷地に土石等が到達しない計画となっているか			
	(7) 対策施設計画			
	土石流の発生のおそれのある渓流ごとに対策施設計画が立案されて いるか			
	予定建築物の敷地において、土石流により流下する土石等の量が適 正に算定されているか		土石流編2.3	
	新たな対策施設の効果量が適正に評価されているか			
	対策施設の設置位置が適正か			
	流域の土砂処理計画は適正になされているか			
	(イ) 設定外力の確認			
	土石流の力や高さの算定に用いる土質定数は適正か		土石流編3.1	
	土石流量が適正に算定されているか		土石流編2.3	
(2)	開発区域およびその周辺の地域において土砂災害の発生のおそれを大きく	していた	といか	
	対策工事の機能を妨げていないか		土石流編2.2	
	対策工事等による特別警戒区域の範囲について確認したか		土石流編9	
2	対策工事等の設計			
	対策工事の計画と相まって、開発区域及びその周辺の地域において 土砂災害の発生のおそれを大きくしていないか		土石流編2.2	
	対策工事の機能を妨げていないか			
3	対策工事等の形状又は施設の構造			
	ア山腹工			
	山腹の表層の風化その他の侵食を防止すること等により、当該山腹 の安定性を向上する機能を有する構造となっているか		土石流編4	
	イ えん堤			
	土石流により流下する土石等を堆積することにより渓床を安定する 機能を有し、かつ、土圧、水圧、自重及び土石流により当該えん堤 に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造となっ ているか		土石流編5	
	ウ 床固			
	渓流の土石等の移動を防止することにより渓床を安定する機能を有し、かつ、土圧、水圧、自重及び土石流により当該床固に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造となっているか		土石流編6	
	エ 土石流を開発区域外に導流するための施設			
	当該施設を設置する地点において流下する土石流を開発区域外に安 全に導流することができる構造となっているか		土石流編7	
	カ 高さが2mを超える擁壁			
	建築基準法施行令の第142条に定められた基準を満足しているか		土石流編3	
	キ 対策施設の維持・管理			-
	対策施設の点検、補修等維持管理のため管理保安施設が適切に計画 されているか		土石流編8	

④事前相談

チェック項目	確認	掲載箇所	備考					
1 土砂災害防止法における特定開発行為の規制対象となるかの確認								
(1) 開発行為の敷地の一部または全部が土砂災害特別警戒区域に指定されているか		手続き編3						
(2) 都市計画法第4条第12号の開発行為に該当するか(建築物の建築又は特定工作物のの用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更)	建設	手続き編1、2、 3.1						
(3) 開発行為の内容は都市計画法第29条の開発行為の許可が必要か		手続き編1,2,3						
(4) 予定建築物の用途が土砂災害防止法第10条の制限用途か		手続き編3.2						
(5) 特定開発行為の制限が適用除外か(非常災害の応急措置、仮設建築物の建築)		手続き編1						
2 事前相談時の確認	·							
(1) 特定開発行為に該当するか		手続き編1,2,3						
(2) 計画を変更して土砂災害特別警戒区域を除外可能か								
(3) 開発行為により新たな土砂災害警戒区域が生じないか		手続き編4.2						
(4) 他の法令における制限による開発手続きはあるか、及び許可が見込めるか								
(5) 以下の申請書が揃っているか (正副各1部)								
① 特定開発行為事前相談書								
② 事前相談時特定開発行為計画説明書								
③ 申請書の添付図書		手続き編4.3						
1) 特定開発行為予定位置図 (縮尺1/25,000~1/50,000)								
2) 開発区域区域図 (縮尺1/2,500以上)								
3) その他知事が必要と認める書類								